

三重県の子ども政策に関する課題

- ①子どもの権利侵害が増加している
- ②子どもを取り巻く環境の変化に伴い、子どもの健やかな育ちに必要な施策のニーズが増加・多様化している
- ③子どもの意見表明の推進
- ④子育て家庭の負担感、孤立感が増大している



子ども条例改正の考え方

- ①子どもの権利を守ることを正面から捉える
- ②子どもの健やかな育ちを支える多様な施策を推進する
- ③子どもに必要な情報を提供したうえで、意見を聴き、尊重する
- ④子育て家庭に寄り添った様々な支援の実施

目的

全ての子どもの権利を守ること
⇒子ども一人ひとりが人として大切にされ、豊かに育つことができる社会の実現

子どもの定義

- ・18歳未満の者
- ・18歳未満の者と等しく条例の対象とすることが適当と認められる者

基本理念

以下をはじめとする子どもの権利を守ること

- ①子どもがいかなる理由による差別も受けないこと
- ②子どもに関することについて、子どもの最善の利益が第一に考慮されること
- ③子どもの命や健康が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること
- ④子どもが自由に意見を表明することができ、その意見が十分に考慮されること

各主体の役割
 県の責務

- 県……………子ども施策の策定実施、各主体の取組の支援
- 保護者……子どもの養育に関する第一義的責任
- 学校等……安心して学べる環境づくり、子どもの権利学習
- 事業者……子育てしやすい雇用環境の整備
- 支援団体…専門性を生かした子ども・子育て家庭への支援
- 県民……………子ども施策への関心と理解、協力

基本的施策(県)

(子どもの安全・安心の確保)

- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、性犯罪や性暴力その他の犯罪、事故、災害等の権利侵害から子どもを守る。権利侵害の救済。

(子どもの権利について学ぶ機会の提供)

- ・子どもの権利について保護者、学校等の関係者、県民および子ども自身が学ぶ機会の提供

(子どもの意見表明及び社会参画の促進)

- ・子どもの意見形成支援、子どもが意見表明する機会の設定、社会参画の促進、子どもの意見の尊重

(子どもの育ちへの支援)

- ・乳幼児期からの切れ目のない支援、主体的な活動の支援、多様な学び・遊び・体験機会の提供、居場所づくりへの支援、貧困の状況にあるなど特別な支援や配慮が必要な子どもへの支援

(子育て家庭への支援)

- ・子育て家庭に寄り添った様々な支援

(人材の育成、環境の整備)

- ・子どもや子育て家庭を支える人材の育成、各主体の活動を促進するための環境整備

(相談への対応)

- ・子どもや子育て家庭からの相談への対応

施策の総合的・計画的な推進

(計画の策定)

- ・施策を総合的・計画的に推進するための計画の策定

(広報及び啓発)

- ・子どもに係る施策に県民が関心と理解を深めるための広報・啓発、子どもの視点に立った情報の提供